

第12章 解散及び清算

(解散)

第93条 この基金の解散については、法第145条の規定による。

(清算)

第94条 この基金が解散したときの清算は、法第147条から法第147条の5までの規定により行うものとする。

(責任準備金相当額の納付)

第95条 この基金が解散したときは、基金令第55条の規定により計算した責任準備金相当額（以下「最低責任準備金」という。）を法第161条第1項の定めるところにより連合会に納付しなければならない。

(最低積立基準額)

第96条 この基金は、加入員及び加入員であった者の受給権を保全するため、毎事業年度の末（以下、この条において「基準日」という。）において、最低保全給付を支給するために必要な給付原資である最低積立基準額を保有するものとする。

2・前項の最低保全給付は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める給付とする。

(1) 基準日において年金受給者または受給待期脱退者である者

規約に基づいて支給されることとなる年金給付

(2) 基準日において加入員である者

ア・基本部分

標準的な退職年齢に達した日（基準日における当該加入員の年齢がこの年齢以上の場合にあっては基準日の翌日。以下「標準資格喪失日」という。）に加入員の資格を喪失した場合に支給されることとなる給付に、以下に定める按分率を乗じた給付とする。

按分率 = A / B

A. 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる加入員であった期間の月数

B. 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる加入員であった期間の月数

イ・加算部分

標準資格喪失日に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付に、次の各号に応じて当該各号に定める按分率を乗じた給付とする

(ア) 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に年金の受給資格が得られる者

按分率 = A / B

- A. 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表第2の係数
 - B. 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表第2の係数
- (イ) (ア) 以外の者

按分率 = C / D

- C. 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合の一時金の額の算定に用いる別表第4の係数
- D. 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合の一時金の額の算定に用いる別表第4の係数

3・前項の標準的な退職年齢は62歳とする。

4・第1項の最低積立基準額は、厚生年金基金令第39条の3第2項及び第3項に定めるところにより算定した額とする。

(解散前不足見込額の徴収)

第96条の2 この基金は、法第145条第2項の規定により解散の認可を受けようとする場合に年金経理に属する資産額が最低積立基準額に満たないと見込まれる時は、代議員会の議決を経た上でその不足すると見込まれる額（以下「解散前不足見込額」という。）を、解散前不足見込額を算出した基準日（以下「算出基準日」という。）現在の設立事業所の事業主から特別掛金として徴収する。

2・前項に定める特別掛金の額は、解散前不足見込額を算出基準日現在の設立事業所の最低積立基準額の額に応じて按分した額とする。

(解散時不足額の徴収)

第96条の3 この基金が解散した場合において、その解散した日（以下「解散日」という。）における年金経理に属する資産額が解散日を基準日として計算された最低積立基準額に満たないときは、その不足する額（以下「解散時不足金」という。）を解散日現在の設立事業所の事業主から特別掛金として徴収する。

2・前項に定める特別掛金の額は、解散時不足額を解散日現在の設立事業所の最低積立基準額の額に応じて按分した額とする。

(残余財産の分配)

第96条の4 この基金が解散した場合において、この基金の債務を弁済した後に残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において、この基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「受給権者」という。）に分配しなければならない。

2・前項の分配は、解散日において算定した、各受給権者等に係る第96条第2項に定める最低保全給付を支給するために必要な年金原資（以下「最低積立基準額相当額」という。）に基づき行うものとし、その配分額は、残余財産の額に応じて、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

(1) 残余財産の額が最低積立基準額相当額から最低責任準備金の額を控除した額（以下「上乗せ

部分の最低積立基準額相当額」という。)を下回る場合残余財産の額に、次の(ア)に掲げる額を

(イ)に掲げる額で除した率を乗じた額

(ア) 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額

(イ) すべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額

(2) 残余財産の額が、上乗せ部分の最低積立基準額相当額を上回り、かつ、すべての受給権者等に係る、基金が存続し解散日の翌日に加入員の資格を喪失したと仮定したときに基金から支給されることとなる給付の現価(以下「要支給額」という。)から最低責任準備金の額を控除した額の総額を下回る場合 次のア及びイの合計額

ア. 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額

イ・残余財産の額からすべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額を控除した額に、次の(ア)に掲げる額を(イ)に掲げる額で除した率を乗じた額

(ア) 各々の受給権者等の、要支給額から最低積立基準額相当額を控除した額

(イ) すべての受給権者等に係る、要支給額から最低積立基準額相当額を控除した額の総額

(3) 残余財産の額が、すべての受給権者等に係る、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額の総額を上回る場合

残余財産の額に、次の(ア)に掲げる額を(イ)に掲げる額で除した率を乗じた額

(ア) 各々の受給権者等の、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額

(イ) すべての受給権者等に係る、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額の総額

3・前項の要支給額の算定に用いる予定利率及び予定死亡率は、最低積立基準額相当額の算定に用いるものと同一のものとする。

4・この基金は、受給権者等から分配金の支払の申出があった場合を除き、当該受給権者等に分配すべき残余財産の全部又は一部を連合会に交付する。

5・前項の交付は、当該受給権者等に残余財産の取扱いに関し通知した上で行うものとする。

(通知)

第97条 清算人は、残余財産を分配しようとするときは、受給権者等に次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 分配金の額

(2) 分配金の支払の方法

2・清算人は、受給権者等の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、前項の通知に代えて、前各号に掲げる事項を公告しなければならない。